

意見1 厚木北児童館の複合的使用による地域活性化について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 厚木北地区自治会連絡協議会</p> <p>■近年、大規模災害が頻発していることから、機会ごとに「自助・公助・共助」の必要性の周知徹底を図っているが、災害時には、日頃から地域での交流による連帯強化が重要である。その実現のためには、身近で気軽に利用できる場が必要であり、現在、計画中の厚木北児童館に老人憩の家の機能を持たせた複合施設として、子どもから高齢者まで全ての世代が常時利用できる施設として整備をしてもらいたい。</p> <p>また、隣接する厚木小学校放課後児童クラブは、利用者が非常に多く、施設が手狭になっているため、当児童館を複合的に利用できるように整備をしてもらいたい。</p> <p>さらに、当地域は、浸水想定地域であり、災害時には、隣接する指定避難場所の厚木小学校においては、2階以上への避難となり、多くの受入れは困難である。そのため、児童館への避難も想定され、浸水対策として、嵩上げて建築すると伺っているが、分散避難を実施するためにも児童館が十分安全な避難場所となるよう整備をお願いしたい。</p> <p>複合施設としての整備は、基本方針がなく困難との回答があったが、当地区には、高齢者が気軽に集える老人憩の家が設置されていなく、寿荘等公共施設はあるが、地域が優先的に使用できる施設ではないため、改めて要望する。</p>	<p>■老人憩の家については地域コミュニティの拠点施設でありますが、他地区と比べ厚木北地区においては、老人憩の家の機能を代用する全市的な公共施設や類似施設等が配置されているため、建設は難しいものと認識しています。</p> <p>公共施設については、「厚木市公共施設最適化基本計画」に沿った整備を進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【福祉部】 介護福祉課
	<p>■厚木北児童館については、児童館単独館で計画していますが、幅広い年齢層が利用できるよう段差等のないユニバーサルデザインを取り入れ、安心・安全で快適に利用できる施設整備を進めていきます。</p> <p>また、児童館指導員が子どもたちを見守りやすい平屋建てで計画していますが、浸水被害の想定区域であることを踏まえ、建設の際には建物の基礎を高くするなどの対策を講じていきます。</p> <p>厚木放課後児童クラブは、定員160人規模の施設ですが、10月1日現在、入所者は100人となりますので、利用者に対して、十分な広さが確保されているものと認識しています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【こども未来部】 子ども育成課、 青少年課	

意見2 厚木看護専門学校前グラウンドの地域開放による地域活性化について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 松枝自治会</p> <p>■コロナ禍での在宅生活の長期化により、ストレスを感じている地域住民も多いと思う。当地域には、身近で気軽に利用できる広場がない。</p> <p>松枝2-4の土地は県が管理する土地で、最近、木が伐採されるなどの動きがあったが、通常の維持管理であるのか整備するのかなど、今後の活用の仕方や方向性が地域に伝わってこない。</p> <p>市の土地から利用できる、県の土地だから利用できないではなく、もっと互いに融通していけば、負担も少なくなるのではないかと。市や県など行政単位に縛られず公共施設もシェアし活用することで、地域の子どもから高齢者まで全ての世代が集い交流できる拠点として、地域住民も利用できるような仕組みを作ってもらいたい。</p>	<p>■当該地の地域開放については、これまでも所有者である県に対して要望してきました。</p> <p>県からの回答としては、市が県から借用し、さらに地元へ貸し出す転貸は認められないものの、有償ではありますが、地元が県から直接借用することは可能であると伺っています。（令和元年度フリートーク）</p> <p>厚木北地区は交通利便性が高く、商業・業務機能が集中し、住宅も密集していることから、一団の市有地の確保が難しい状況ですが、地域の方が集い交流できる空間の確保は地域活性化に必要なものと認識しています。</p> <p>県有地の有効活用について地域の方から御要望をいただいていることを、今後も機会を捉えて伝えていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【政策部】 企画政策課

意見3 避難所の分散化について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 東町自治会、弁天自治会、仲町北自治会</p> <p>■コロナ禍で災害が発生した場合、既存の指定避難所（厚木小学校・厚木中学校）と緊急避難場所（厚木北公民館）のみへの避難では、密集は避けられず、クラスター発生の危険性が大きい。また、避難に当たっては、近くの避難所への移動でなければ、高齢者は避難することをためらうことが想定される。</p> <p>分散避難ができるように新たに東町スポーツセンター、保健福祉センター、アミューあつぎなどの開放をしてもらいたい。</p>	<p>■コロナ禍における避難所の開設については、ソーシャルディスタンスを確保するため、公民館（一部児童館及び老人憩の家）と小・中学校を一斉に開設するなど、想定される災害の規模に応じた開設を図っていきます。</p> <p>また、災害規模や避難の状況を考慮し東町スポーツセンターなどを避難所として開設するとともに、今後は民間の施設などについても避難所として使用できるよう調整していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見4 風水害発生時の要支援者等の避難について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 弁天自治会</p> <p>■災害発生時の要支援者の避難について、自治会長や民生委員が誘導することは、他に多くの役割を抱えるなか困難であり、隣近所等の支援が不可欠と思われるが、地域のみで確立させることは難しく、行政と協力して構築できないか。</p> <p>また、要支援者の避難に当たっては、車いすがあれば容易に移動できる者もあり、迅速な対応をするため、地区市民センターの貸出し用以外に自治会単位への設置をお願いしたい。</p>	<p>■避難行動要支援者の皆様には、確実な避難行動を確保するため、御自身の防災意識を高めるとともに、改めて洪水、内水及び土砂災害のハザードマップなどを確認し、お住まいの地域の災害リスクを知っていただくことが必要です。</p> <p>避難行動要支援者名簿の更新時期等の機会を捉えて、避難行動の具体的な例をお示ししながら、避難支援等関係者の皆様とともに現在進めている個別計画の作成等を通じて、避難行動要支援者の皆様の災害リスクを共有していきます。</p> <p>災害発生時の要支援者の避難については、避難支援計画に基づき対応していただいているところですが、他に多くの役割を抱える自治会長や民生委員の皆様が個別に対応することは大変困難であることから、災害時の対応については、自治会員や隣近所の方などに協力を求めるなどの対応をお願いしたいと考えています。</p> <p>また、行政との協力体制の構築については、役割分担などについて、今後調整させていただきたいと考えております。</p> <p>なお、車いすの設置については、避難所となる小・中学校等の備蓄倉庫に配備しております。自治会で車いすを含めた災害対策のための備品を購入する場合、その費用に対して自治会活動補助金を活用していただくことも可能ですので御検討ください。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【市長室】 危機管理課</p> <p>【福祉部】 福祉総務課</p> <p>【協働安全部】 市民協働推進課</p>

意見5 空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 東町自治会、弁天自治会、仲町北自治会、天王町自治会</p> <p>■当地区では、空き家が増加している。解体されず長期間放置された結果、老朽化により倒壊が危険な家屋やハクビシンや野良猫等が住み着き、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしているため、所有者への指導をしてもらいたい。</p> <p>中心市街地には、災害時に一時避難場所となる公園や空き地がなく、地域のみで調整することは困難であるため、空き家等を市で取得し、災害時には一時避難場所として、平常時には地域住民交流の場として活用できるようにしてほしい。</p> <p>また、厚木北地区は、狭あい道路が多く残っているが道路拡幅を要望しても実現がなかなか難しいと思う。空き地等の一部を市で取得し、車両のすれ違いスペースとして、整備することはできないか。</p>	<p>■近隣に影響を及ぼしている空き家については、関係各課と連携し、定期的なパトロールを実施するなど、状況の把握に努めています。</p> <p>市では空き家情報について、庁内でデータベースを整備し、情報を共有していますので、近隣に悪影響を及ぼしている空き家については、所有者等を確認後、住宅課を含めた関係各課から助言・指導などを行っており、令和元年度には、相続人不在のため管理不全となり、近隣に迷惑を及ぼしている空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本市初となる略式代執行による除却を行いました。</p> <p>空き家は所有する方の財産であり、空き家の活用方法についてはそれぞれの考えがありますが、老朽化し近隣に影響を及ぼす空き家については、解体に係る費用に補助金を交付していますので、制度の周知に努めるとともに、狭あい道路整備時に空き家等が関係する場合は、庁内関係課と連携を取りながら事業を進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【まちづくり計画部】 住宅課</p> <p>【道路部】 道路整備課</p>

意見6 厚木北公民館の仮移転場所について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 元町自治会、弁天自治会</p> <p>■厚木北公民館の再整備に当たっては、現在地での建て替えが計画されており、公民館解体から供用開始まで3年余りの間、仮移転が必要となると聞いている。公民館は、地域コミュニティの推進や自治会活動の拠点となる重要な場であるため、それらの活動ができる場所を確保してもらいたい。</p> <p>当地区内には、近隣3自治会が管理する寿町広場を有し、敷地面積や立地条件とも仮移転先には最適だと思うので、決定してもらいたい。</p>	<p>■厚木北公民館の現在地での建て替えに伴い、工事期間中、公民館の各種事業や地域団体の活動拠点の確保など、仮移転先において公民館機能を確保する必要があることは認識しています。</p> <p>このため、厚木北地区内の貸しビルの賃貸、プレハブの建設リースなど、使い勝手や費用対効果などを踏まえ、慎重にかつ早急に決定していきたいと考えています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■厚木北公民館建て替え中の仮移転先については、厚木北地区内の貸しビルとすることとしており、厚木北地区の全自治会長はじめ、公民館関係団体の代表で構成される厚木北公民館建設委員会で令和2年11月13日に御報告いたしました。(令和3年度予算要求済み)</p>	<p>【社会教育部】 社会教育課</p>

意見7 老人憩の家の建設について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 弁天自治会、西仲自治会</p> <p>■当地区には、老人憩の家がなく、高齢者が気軽に利用でき交流の拠点となる施設がない。郊外のような遊休地もなく、中心市街地であるからこそ設置の必要性を感じている。現在、近隣3自治会で管理をしている寿町広場への建設を検討してもらいたい。</p>	<p>■老人憩の家については地域コミュニティの拠点施設であります。他地区と比べ厚木北地区においては、老人憩の家の機能を代用する全市的な公共施設や類似施設等が配置されているため、建設は難しいものと認識しています。</p> <p>公共施設については、「厚木市公共施設最適化基本計画」に沿った整備を進めていきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【福祉部】 介護福祉課</p>
	<p>■当広場にトイレの設置等の整備をすれば、災害時にも活用できるため、併せて検討してもらいたい。</p>	<p>■寿町広場（寿町一丁目用地）については、現在、市有地の暫定利用として運用していますので、トイレの設置等の整備は難しいものと考えます。</p> <p>当該地は、弁天自治会ほか3自治会の皆様に自治会主催の各種事業等に制限した中で市有地の暫定利用として運用していますので、近隣の公共施設のトイレを御利用いただきますようお願いします。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【財務部】 財産管理課</p>